

横浜市文化芸術活動応援プログラム

文化芸術のプロフェッショナルへの活動支援を行います。

現在、活動や表現の機会が減少している等、影響を受け、経済的にも厳しい状況にある芸術家や文化芸術分野の事業者が、活動を継続していくことができるよう、事業再開に向けた準備活動や現在の状況下でも実施可能な（もしくはこうした状況を踏まえて実施したいと考える）文化芸術活動に対して支援金を給付します。

1 支援対象

対象となる文化芸術分野（※）における活動を生業とした法人又は個人事業主で、次のすべての条件を満たすこと。ただし大企業、行政の外郭団体は除く。

- (1) 横浜市内在住または市内に活動拠点を置いていること。
- (2) 不特定多数の者を対象とした公演・展示・上映等に関わる活動に対して過去1年以内に対価を得た実績のあること。かつ今後も活動を継続する意思のあること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴い、活動や表現の機会が減少している等、影響を受けていること。

(※)対象となる文化芸術分野

音楽、演劇、映像・写真、舞踊、美術、伝統芸能、茶華書道

(公演・展示・上映等の企画・制作・運営に関わる事業者・施設運営者等も対象です。)

その他にも要件があります。申請は同一法人・同一人につき1件です。

2 支援経費

次の(1)から(3)のいずれかにかかる経費を対象に、支援金を給付します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大収束後、活動を再開するまでにかかる経費
- (2) 現在の状況下で実施可能、もしくはこうした状況だからこそ実施したいと考える文化芸術活動にかかる経費。
- (3) 活動を再開した際に必要な感染症拡大防止策に関するマニュアル作成や研修、備品の購入等、具体的な安全性向上にかかる経費

3 給付額

- (1) 金額
上限30万円（申請書類をもとに、事務局が審査し決定）
- (2) 採択予定件数
450件程度

4 申請方法

- (1) 申請期間
令和2年5月28日(木)から6月10日(水)まで(必着)。
申請が900件程度に達した場合は、申請期間内でも受付を締め切ります。
- (2) 申請方法
横浜市文化芸術活動応援プログラムのホームページよりメールで申請を受付。
>>> <https://covid19.yafjp.org/grants1>
- (3) 申請先及び問い合わせ先
横浜市文化芸術活動応援プログラム事務局（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団内）
メール、電話番号は上記ホームページ上で後日公開。
(お問合せは5月25日(月)から開始。平日9時30分～17時。土日祝は除く)

本支援とは別に、後日、市内のライブハウス・ホール等における無観客公演などの映像配信事業を対象にした『映像配信支援プログラム(仮称)』(上限70万円)の募集を行います。6月以降募集開始予定。

お問合せ先

文化観光局文化振興課長

野田 日文

Tel 045-671-3703

文化芸術のプロフェッショナルへの活動支援を行います。

横浜市文化芸術活動応援プログラムとは？

現在、活動や表現の機会が減少している等、影響を受け、経済的にも厳しい状況にある芸術家や文化芸術分野の事業者が、活動を継続していくことができるよう、**事業再開に向けた準備活動や、現在の状況下でも実施可能な文化芸術活動に対して、支援金を給付**します。



給付額

上限30万円（申請書類をもとに、事務局が審査し決定）

採択予定件数 450件程度（採択件数が予定件数を上回った場合には、支援金を減額します。）

支援対象

対象となる[※]文化芸術分野における活動を生業とした**法人又は個人事業主**で、次のすべての条件を満たすこと。ただし大企業、行政の外郭団体は除く。

- (1) 横浜市内在住または市内に活動拠点を置いていること。
- (2) 不特定多数の者を対象とした公演・展示・上映等に関わる活動に対して過去1年以内に対価を得た実績のあること。かつ、今後も活動を継続する意思のあること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴い、活動や表現の機会が減少している等、影響を受けていること。

※ 対象となる文化芸術分野

音楽、演劇、映像・写真、舞踊、美術、伝統芸能、茶華書道
(公演・展示・上映等の企画・制作・運営に関わる事業者・施設運営者等も対象です。)

12月31日までに活動し、その活動報告をしていただきます。

その他にも要件があります。横浜市文化芸術活動応援プログラムのホームページでご確認ください。申請は同一法人・同一人につき1件です。

支援経費

次の(1)から(3)のいずれかにかかる経費を対象に、支援金を給付します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大収束後の活動を再開するまでにかかる経費
 - (2) 現在の状況下で実施可能、もしくはこうした状況だからこそ実施したいと考える文化芸術活動にかかる経費
 - (3) 活動を再開した際に必要な感染症拡大防止策に関するマニュアル作成や研修、備品の購入等、具体的な安全性向上にかかる経費
- 対象期間は5月15日(金)から12月31日(木)です。

申請方法

- (1) 申請期間

令和2年5月28日(木)9:30から6月10日(水)まで(必着)

申請が900件程度に達した場合は、申請期間内でも受付を締め切ります。

- (2) 申請方法

横浜市文化芸術活動応援プログラムのホームページよりメールで申請を受け付けます。

>>> <https://covid19.yafjp.org/grants1>

- (3) 申請先及び問い合わせ先

横浜市文化芸術活動応援プログラム事務局（公益財団法人横浜市芸術文化振興財団内）

メール、電話番号は上記ホームページ上で後日公開。

（お問合せは5月25日（月）から開始。平日9時30分～17時。土日祝は除く）

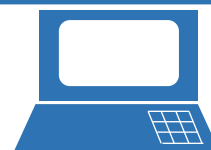
横浜市文化芸術活動応援プログラムの申請方法

申請～お受け取り～活動実施報告の流れ

1

横浜市文化芸術活動応援プログラムのホームページへアクセスし、申請書をダウンロード。

>>> <https://covid19.yafjp.org/grants1>



2

申請書に入力(記入)。

必要書類と一緒に文化芸術活動応援プログラム事務局にデータで送信。

(必要書類は、PDFか写真でお願いします。)

【必要書類】

- (1) 申請書… 交付申請書、誓約書、収支予算書、振込口座指定書を兼ねています。
- (2) 振込口座のわかる書類(通帳の写し等。振込口座は申請者本人のものに限ります。)
- (3) 法人の場合…定款の写し、前期決算書、役員名簿
- (4) 個人事業主の場合…本人確認書類(免許書やパスポートなど)の写し、2019年の確定申告書の控え
- (5) 活動にかかわるスタジオ等の利用料を対象経費として申請する場合には、利用料・賃借料がわかる書類(料金表など。賃借契約を締結している場合は、契約書の写しと住居でないことを証明できる書類の写し)

コロナ感染拡大防止の観点から、直接来館による問い合わせや申請書の提出はお受けできません。

事務局で申請内容の確認

申請書や必要書類等に不備があった場合は申請完了とはなりません。メールでご連絡します。

申請完了

審査の後、事務局から給付通知書を発送

申請書のご住所に郵送します。

給付通知書発送後、数日以内に ご登録の口座に入金

活動実施

感染拡大が収束せず期限までに予定していた活動が完了しなかった場合でも、それまでの活動に要した支援金の返還は必要ありません。予定していた活動が変更となり対象経費が支援金を下回った場合には、当該差額を返還していただきます。

3

事務局宛に活動報告

【活動報告】

活動終了後 30 日以内に、活動結果報告書及び決算収支報告書等をデータで提出してください。
活動状況は、Web 等で公表する予定です。

『映像配信支援プログラム(仮称)』の募集について

本支援とは別に、後日、市内のライブハウス・ホール等における無観客公演などの映像配信事業を対象にした支援を行います(上限 70 万円)。本支援と重複申込が可能です。詳細は、同じホームページで、6月以降募集開始の予定です。